

第 5 9 号議案

財産区有財産の処分について

亀岡市山階財産区の財産を下記のとおり処分したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

記

処分しようとする財産

1 所在地、地目及び面積

所在地	地目	面積
亀岡市旭町井戸ノ下 4 6 番	宅地	1 3 7 . 3 2 m ²
亀岡市旭町井戸ノ下 4 8 番	宅地	2 8 4 . 2 9 m ²

2 方法 無償譲渡

3 相手方

主たる事務所 亀岡市旭町岩ヶ谷 8 2 番地
名称 旭町山階区
代表者 人見和敏

財産区有財産の処分について

処分しようとする財産

1 所在地、地目及び面積

所在地	地目	面積
亀岡市旭町井戸ノ下46番	宅地	137.32㎡
亀岡市旭町井戸ノ下48番	宅地	284.29㎡

2 方法 無償譲渡

3 相手方

主たる事務所 亀岡市旭町岩ヶ谷82番地
名称 旭町山階区
代表者 人見和敏